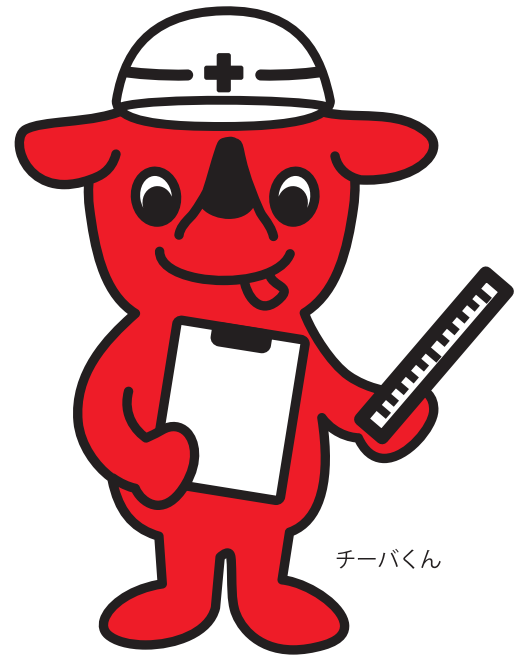


千葉県内で建築を計画されている皆さまへ

建築基準法第7条の3第1項第二号に基づき千葉県が指定する

「中間検査対象建築物」 が拡大されます！！



平成29年10月1日以降に建築確認申請を行う場合の中間検査対象建築物

No.	建築物の用途	規模（階数・面積等）
1	一戸建ての住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）	※2 分譲住宅 地階を除く階数が3以上のもの、 又は、床面積の合計が100㎡を超えるもの
		上記以外 のもの 地階を除く階数が3以上のもの
2	一戸建ての住宅の用途以外の用途に供する建築物	地階を除く階数が3以上のもの、 又は、床面積の合計が500㎡を超えるもの

※1 県内14の特定行政庁においても、同様の指定となります。
※2 分譲住宅とは、建て売り又は分譲の目的で建築するものです。

CHIBAちしば

詳細は下記のHPをご覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/jigyousha/kenchiku/kijunhou/chuukan/tyuukan2901.html>

千葉県県土整備部都市整備局 建築指導課構造設備審査班 043-223-3061